試験研究のために検疫有害菌を国内の指定微生物株保存機関から譲り受ける方へ

検疫有害菌を国内の指定微生物株保全機関から譲り受ける場合の申請手続きの概要

	植物防疫所（植物防疫所長）		申請者
申請		申請者	
			検疫有害菌譲受許可申請書の提出
	検疫有害菌譲受許可申請書の受領	植物防疫所	
	（審査） ・譲受許可申請書の内容確認 ・植物防疫官による保管施設の調査（実地調査）		
許可	検疫有害菌譲受許可書の交付		
		申請者	
			検疫有害菌譲受許可書の受領
譲受			検疫有害菌譲受許可書（写）の送付
		指定微生物株保存機関	
			検疫有害菌の送付 検疫有害菌譲渡報告書
		申請者	
			検疫有害菌の受領
			（到着後） 譲受検疫有害菌到着報告書の提出
試験研究	・植物防疫官による確認		
	・植物防疫官による管理状況調査（適時）		（管理期間が1年以上の場合） 検疫有害菌管理利用状況報告書の提出
管理完了	・管理完了状況調査（完了時）	植物防疫所	（試験等の完了時） 検疫有害菌管理完了状況報告書の提出